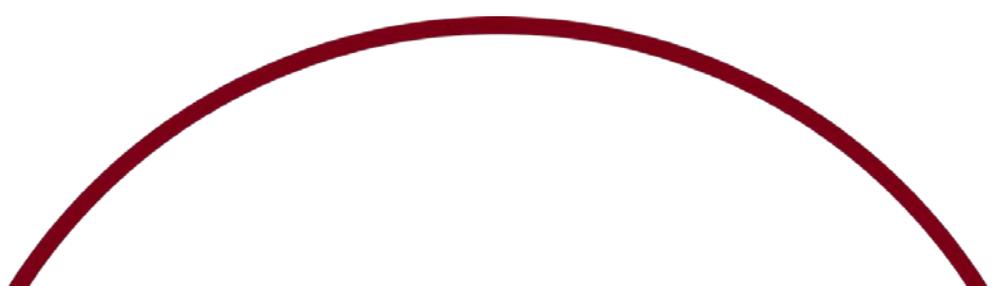


国土強靱化に資する民間の取組促進について

内閣官房 国土強靱化推進室



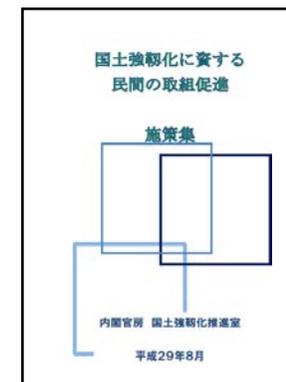
国土強靱化に資する民間の取組の促進

関係府省庁は、意見聴取で出された意見も踏まえ、先導的な取組等の情報提供、各種規制の見直し、税制の活用等、民間の取組推進に資する施策を一層進めるとともに、民間の取組推進に資する各種制度の有効活用に向けて、その周知に努める。また、「国土強靱化民間の取組事例集」や国土強靱化貢献団体認証制度について、関係団体への周知等によりその普及に協力する。

(国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(第19回)取り決め 平成30年7月27日より抜粋)

1. 国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策(別紙1)及び施策集(詳細版)

- ・関係府省庁に対して時点修正・資料提供等依頼:平成31年2月上旬(予定)
- ・年次計画の参考資料として公表(予定)し、施策集として平成31年春頃公表(予定)



平成30年9月公表

国土強靱化に資する民間の取組の促進

2. 国土強靱化に資する税制改正(別紙2)

- ・平成30年8月:平成31年度要望事項の概要とりまとめ、公表
- ・平成30年12月:平成31年度改正事項の概要とりまとめ、公表

※平成32年度要望にあたっては、重要インフラ緊急点検・3か年緊急対策、基本計画見直し等を踏まえて税として必要な対応を検討されたい。

3. 国土強靱化民間の取組事例集

- ・平成31年版:平成31年4月頃公表(予定)
- ・平成32年版:平成31年夏頃公募・関係府省庁へ周知依頼(予定)



平成31年4月
公表予定

4. 国土強靱化貢献団体認証制度

- ・事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを平成28年度に創設
- ・「国土強靱化貢献団体」のうち社会貢献に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体(+共助)」とする仕組みを新設(平成30年7月)

■ 累積認証団体：141団体（うち+共助25団体）今年度第2回認証までの認証実績

➤ 規模別内訳

301人以上	: 57団体
101人以上300人以下	: 32団体
31人以上100人以下	: 26団体
30人以下	: 25団体

➤ 業種別内訳

製造業	: 40団体
建設業	: 27団体
学術研究、専門・技術サービス業	: 14団体
卸売業・小売業	: 14団体
金融業・保険業	: 12団体
サービス業(ほかに分類されないもの)	: 8団体
情報通信業	: 6団体
運輸業、郵便業	: 5団体

※非公開団体1団体を除く。

国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策【アクションプラン2018(参考2)】

1. 予算等						
府省庁名 (主務に○)	施策分野	45のプログラム 番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1 1-2 3-4 4-2 4-3 5-1 5-2 5-7 6-4 7-3	住宅・建築物の耐震化の促進	・耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け、指導・助言・指示等の規制措置に加え、耐震改修計画の認定制度や区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度、耐震性に係る表示制度等の耐震化の円滑な促進のための措置の活用により、住宅・建築物の耐震化を推進。 ・あわせて、防災・安全交付金等による住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援や耐震対策緊急促進事業による耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する特別な支援、法人税・所得税・固定資産税の特例により、住宅・建築物の耐震改修を支援。	(交付金) 平成7年度 (補助金) 平成25年度	①防災・安全交付金等の内数 ②住宅対策26,128の内数
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1 7-1	密集市街地の改善に向けた対策の推進	密集市街地において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難地、避難路の整備や建築物の不燃化等の取組を支援する。	①(交付金) 平成7年度 ②(補助金) 平成27年度	①防災・安全交付金等の内数 ②住宅対策26,128の内数
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1 2-1 2-5	主要駅周辺等における帰宅困難者対策	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。	平成24年度	101
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1	地下街の防災対策の推進	都市内の重要な公共的空間を提供している地下街について、大規模地震発生時には、避難者等が混乱状態となることが懸念されるとともに、施設の老朽化も進んでいることから、地下街管理者が行う地下街の安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する。	平成26年度	市街地整備 400
○国土交通省	2)住宅・都市	5-2	防災性に優れた業務継続地区の構築	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギーの自立化・多重化による災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD:Business Continuity District)の構築を推進するため、民間事業者等に対する施設整備事業(エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等)を支援する。	平成27年度	98
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1	サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援	住宅・建築物の省エネルギー・省CO2対策、木造化による低炭素化、災害時の継続性等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対し支援を行い、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトを支援する。	平成27年度	10,221の内数
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1 2-1 2-5 2-6	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。	平成26年度	住宅対策 26,128の内数
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市町村の取組を推進	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市町村の取組を一層促進するため、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策を支援する。	平成28年度	住宅対策 26,128の内数
○国土交通省	2)住宅・都市	1-4	特定地域都市浸水被害対策事業	下水道法に規定する浸水被害対策区域もしくは都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域において、民間事業者等と連携して効率的に浸水対策を図る地域における雨水流出抑制に資する施設の整備を支援。	平成27年度	242

国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策【アクションプラン2018(参考2)】

1. 予算等						
府省庁名 (主務に○)	施策分野	45のプログラム 番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
○厚生労働省	3)保健医療・福祉	1-1 2-7	社会福祉施設等の耐震化	自力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設の安全を確保するため、社会福祉施設の耐震化整備に対する国庫補助や(独)福祉医療機構による低利融資を行う。	①(次世代育成支援対策施設整備交付金)平成17年度 ②(保育所等整備交付金)平成27年度 ③(福祉医療貸付事業(社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金))昭和40年度 ④(社会福祉施設等施設整備費補助金)昭和21年度 ⑤(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)平成17年度	①7,129の内数 ②66,371の内数 ③3,516の内数 ④7,154の内数 ⑤1,870の内数
○厚生労働省	3)保健医療・福祉	1-1 1-2 2-6	医療施設の耐震化	災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター、地域の救急患者の受入を行う二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行う。	平成8年度	医療提供体制施設整備交付金3,242の内数
○環境省	3)保健医療・福祉	2-7	中小規模福祉施設への省エネ設備導入支援	福祉施設等への高効率設備及びシステムの導入支援事業として、一定のCO2削減が期待される小規模福祉施設等において、高効率給湯・空調設備や、コジェネレーションシステム等の導入を支援し、福祉施設等を省エネ化するとともに、利用者の健康の増進を図る。	平成28年度	5,000の内数
○経済産業省□	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1	災害対応型SSの整備及び能力強化	災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備や、災害対応能力を強化するための研修や訓練による人材育成、地下タンクの入換・大型化に係る費用を支援。	平成22年度	2,403
○経済産業省□	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	地域における石油製品流通網の最後の砦であるSSの維持	SS過疎地における地域住民の利便性維持のための自治体による計画策定への支援、実証事業、地下タンクからの危険物漏えい防止に係る補強工事等に係る費用を支援。	平成23年度	離島・SS過疎地における流通合理化支援事業費4,760の内数
○経済産業省□	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1	災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	避難所や病院といった社会的重要なインフラなどにおいて、災害時に自家発電設備等を稼働させるための燃料備蓄を推進すべく、災害対応型LPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等を導入する者に対し、購入費用や設置工事に要する費用を支援。	平成26年度	729
○経済産業省	4)エネルギー	6-1	災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援	エネルギー供給源の多様化のため、電力小売の自由化等により、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や電気自動車・燃料電池自動車等によるV2X(自動車から各家庭やビルに電力を供給するシステム)について、標準化を進めるなど普及を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を推進する。	平成27年度	70,000の内数

国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策【アクションプラン2018(参考2)】

1. 予算等						
府省庁名 (主務に○)	施策分野	45のプログラム 番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
○農林水産省	4)エネルギー	6-1	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」構築事業	森林資源をエネルギー等として地域内で持続的に活用する取組(地域内エコシステム)の構築に向け、地域密着型の熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用等に係るサポート体制の構築、技術開発等を支援する。	平成30年度	394
○農林水産省	4)エネルギー	6-1	持続可能な循環資源活用総合対策のうち循環資源活用支援事業(農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業)	農山漁村における地域主導による再生可能エネルギーの地産地消を支援し、農林漁業者等が主導する再生可能エネルギーの取組への導入を促進させるため、再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要な農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援する。	平成28年度	39
○経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 5-3 6-1 7-2	製油所の耐震強化等による石油製品入出荷機能の確保	製油所等の耐震・液状化対策や入出荷機能を維持すべく、平成25年に実施した地震や液状化等に対する耐性総点検の結果を踏まえ、①耐震・液状化・津波対策、②設備の安全停止対策、③入出荷バックアップ能力増強策を支援する。	平成24年度	石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業 13,500の内数
○経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 3-4 5-2 6-1	災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し	今後想定される大規模災害等に備え、特定石油ガス輸入業者等に対して防災訓練や訓練により抽出された課題について議論する「中核充填所委員会」等の運営事業等を支援することにより、LPガスの防災組織の対応能力の向上を図る	平成26年度	208
○経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1	災害時対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持強化により天然ガスシフトの促進及び災害時の強靱性を向上	災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び天然ガスステーションの機能維持・強化を行う事業者を支援。	平成29年度	1250
○総務省	6)情報通信	1-6 4-3	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たす放送、特にラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、災害対策としてのラジオ送信所の整備等を行う民間放送事業者等に対し、予算措置や税制上の特例措置(固定資産税)による支援を行い、当該整備を推進する。	平成25年度	330
○総務省	6)情報通信	1-6 4-3	難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備を推進	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として特に大きな役割を果たすラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備を行う民間ラジオ放送事業者等に対し、予算措置による支援を行い、当該整備を推進する。	平成26年度	1,830
○国土交通省	8)交通・物流	1-3 1-6 2-1	港湾における津波避難対策の実施	港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進する。また、避難機能を備えた物流施設等の整備に対する民間事業者への支援を行う。	平成26年度	港湾空港鉄道等 103,343の内数 防災・安全交付金の内数
○国土交通省	8)交通・物流	5-2 5-3 6-1 7-2	コンビナート災害の発生・拡大防止と機能停止時のエネルギー供給確保	非常災害が発生した際に、コンビナート災害の発生・拡大防止と、機能停止時のエネルギー供給を確保するため、民間事業者や関係行政機関と連携し、災害発生時における行動計画を策定するとともに、民間事業者が実施する耐震改修等の取り組みを推進する。	平成26年度	港湾空港鉄道等 103,343の内数 防災・安全交付金の内数
○国土交通省	8)交通・物流	1-1 1-2 2-2 5-5 6-4 8-4	鉄道施設の耐震対策	首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、国土強靱化の観点から、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保及び社会・経済的影響の軽減等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進する。	平成25年度	3,982の内数

国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策【アクションプラン2018(参考2)】

1. 予算等						
府省庁名 (主務に○)	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H30予算等 (百万円)
○国土交通省	8)交通・物流	老朽化対策	鉄道施設の戦略的維持管理・更新	鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を超えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっている。このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進する。	平成20年度	3,982の内数
○国土交通省	8)交通・物流	1-4	地下駅を有する鉄道の浸水対策	各自治体の定めるハザードマップ等により、浸水被害が想定される地下駅について、出入口、トンネル坑口部等について、鉄道事業者が実施する止水版や防水ゲート等の浸水対策に必要な経費の一部を補助することにより、防災・減災対策の強化を図る。	平成27年度	3,982の内数
○農林水産省	9)農林水産	5-8	官民連携新技術研究開発事業	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とし、新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行う。	平成9年度	97
○農林水産省	9)農林水産	7-6	多面的機能支払交付金	農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う、施設の長寿命化等の農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付し、多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持活性化を推進。	平成26年度	48,401
○農林水産省	9)農林水産	7-6	林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策	木材製品の安定的・効率的な供給に川上と連携して取り組む木材加工流通施設の整備を支援する。	平成30年度	12,290の内数
○農林水産省	9)農林水産	7-6	木材産業・木造建築活性化対策のうちCLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業	新たな木材需要の創出に向け、中高層建築物等に活用できるCLT等の利用を促進するため、 ・CLTを用いた建築物の設計・建築、指導・助言を行う専門家派遣、発注・企画能力向上の研修 ・技術基準の整備に必要なデータ収集、民間の創意工夫を活用した独自性、新規性が高い製品・技術開発等を支援する。	平成30年度	1,087の内数
○農林水産省	9)農林水産	7-6	木材産業・木造建築活性化対策のうち非住宅分野を中心とした無垢構造材等利用拡大事業	木造率が低位な非住宅分野を中心に木材需要を開拓するため、JAS構造材(CLT、無垢製材)の活用を拡大する事業者の見える化、地域の先例となり得る建築の実証等を支援する。	平成30年度	1,087の内数

国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策【アクションプラン2018(参考2)】

2. 税制						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H30予算等(百万円)
○国土交通省 内閣府	2)住宅・都市	1-1 1-2 3-4 4-2 4-3 5-1 5-2 5-7 6-4 7-3	【税制】住宅・建築物の耐震化の促進【再掲】	・耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け、指導・助言・指示等の規制措置に加え、耐震改修計画の認定制度や区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度、耐震性に係る表示制度等の耐震化の円滑な促進のための措置の活用により、住宅・建築物の耐震化を推進。 ・あわせて、防災・安全交付金等による住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援や耐震対策緊急促進事業による耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する特別な支援、法人税・所得税・固定資産税の特例により、住宅・建築物の耐震改修を支援。	(住宅) 平成18年度 (非住宅) 平成26年度	—
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1 7-1	【税制】密集市街地の改善に向けた対策の推進	密集市街地において、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設への転換を行う防災街区整備事業を推進するため、所得税・法人税・住民税等の特例措置を講じる。	平成16年度	—
○国土交通省 内閣府	2)住宅・都市	1-4 6-5	【税制】雨水貯留利用施設に係る割増償却制度	下水道法に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が300m ³ 以上の雨水貯留利用施設を設置した場合、法人税及び所得税について5年間普通償却限度額の10%の割増償却ができる特例措置を講ずるもの。本施策により、局地的な大雨による浸水被害の軽減が期待される。	平成10年度	—
国土交通省 ○内閣府	2)住宅・都市		【税制】地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	大規模地震対策が必要とされる地域内で、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等、地震防災上の措置が必要な施設の管理者等が、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産を取得した場合、3年度分の固定資産税について課税標準額を2/3に減額する。	昭和58年度	—
○国土交通省 内閣府	2)住宅・都市	1-3 1-4	【税制】浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	洪水、内水又は高潮の浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)の所有者又は管理者が、水防法第15条の2に規定された浸水防止計画に基づき、取得した浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)に係る固定資産税の特例措置を講じる。	平成26年度	—
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1	【税制】市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し、事業の用に供した場合、譲渡価額のうち、譲渡益の80%について課税を繰り延べる(損金算入)措置により、民間事業者による早期かつ着実な保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保する。	昭和44年度	—
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1	【税制】市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3(第一種市街地再開発事業は、1/4)を減額する措置により、権利者との合意形成を促進し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保する。	昭和50年度	—
○経済産業省 農林水産省 国土交通省 環境省	4)エネルギー		【税制】省エネ再エネ高度化投資促進税制	<省エネ> 省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ投資に対して、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業のみ)が可能。 (税目)所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税 <再エネ> 固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対して、特別償却20%が可能。 (税目)所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税	平成30年度	—
○経済産業省 環境省	4)エネルギー	6-1	【税制】コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	一定の出力以上の熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年度、6分の5とする措置。 <税目>(地方税)固定資産税	平成25年度	—
○総務省 内閣府	6)情報通信	4-1	【税制】地域データセンター整備促進税制	法人税及び固定資産税の特例措置。 地域のデータセンターを整備するため、当該事業に用いるものとして認定された実施計画に従って取得した電気通信設備に対して支援。	平成30年度	—

国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策【アクションプラン2018(参考2)】

2. 税制						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H30予算等(百万円)
○総務省	6)情報通信	1-6 4-3	【税制】災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たす放送、特にラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、災害対策としてのラジオ送信所の整備等を行う民間放送事業者等に対し、予算措置や税制上の特例措置(固定資産税)による支援を行い、当該整備を推進する。	平成26年度	—
○内閣府	7)産業構造	5-1	【税制】地方拠点強化税制	東京一極集中を是正し、地方に安定した良質な雇用を創出するため、地域再生法に基づき自治体が作成する計画に沿って、地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置を実施。具体的には、地方にある企業の本社機能を強化する取組(拡充型)に対してオフィス減税、雇用促進税制により支援をするとともに、東京23区からの移転の場合(移転型)、拡充型よりも深掘りした支援措置を行う。	平成27年8月	—
○国土交通省 内閣府	8)交通・物流	1-3 5-3 7-2	【税制】津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置	市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置により、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進するもの。	平成24年度	—
○国土交通省 内閣府 総務省 経済産業省	8)交通・物流	1-1 1-3 1-4 1-6 2-1 2-2 2-3 2-4 2-6 3-3 3-4 4-1 5-1 5-2 5-5 5-8 6-1 6-4 8-4	【税制】防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進する。	平成28年度	—
○国土交通省 内閣府	8)交通・物流	5-2 5-3 6-1 7-2	【税制】コンビナート災害の発生・拡大防止と機能停止時のエネルギー供給確保	非常災害が発生した際に、海上輸送機能を維持しエネルギー供給等を確保するため、法人税及び固定資産税の特例措置により、石油栈橋等に至る航路沿いの民有護岸等の耐震改修を推進するもの。	平成26年度	—
○国土交通省 内閣府	8)交通・物流	1-1 1-2 2-2 5-5 6-4 8-4	【税制】鉄道施設の耐震対策	鉄道事業者が実施する高架橋等の耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税について、課税標準を5年間2/3に軽減する税制特例措置により、鉄道事業者の負担の軽減を図ることで、より一層の推進を図っているところ。	平成25年度	—
○国土交通省	8)交通・物流	2-2	【税制】港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置	環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を80%まで圧縮記帳することができる税制特例措置により、作業船の買換えを促進することで、環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保するもの。	平成26年度	—
○国土交通省 内閣府	10)国土保全		【税制】津波避難施設に係る特例措置	津波避難施設の確保の促進のため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村が指定又は管理協定を締結した津波避難施設について、その避難用部分及び附属する避難の用に供する償却資産(誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備)に対する、固定資産税の課税標準の特例措置を講じる。	平成24年度	—

国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策【アクションプラン2018(参考2)】

3. 規制改革・情報提供						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H30予算等(百万円)
○総務省	1)行政機能／警察・消防等	5-3	危険物施設の震災等対策ガイドライン	東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策(事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等)を適切かつ容易にするためのガイドラインを作成し、消防本部等を通じて事業者に周知した。	平成25年度	-
○総務省	1)行政機能／警察・消防等	6-1	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知した。	平成25年度	-
○総務省	1)行政機能／警察・消防等	5-3 6-1	内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置の実施並びに地下貯蔵タンク等の規制の合理化	既設の地下貯蔵タンクの設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚から腐食のおそれが(特に)高いものとされるものについて、腐食を防止するためのコーティング等の流出事故防止対策を講ずること及び地下貯蔵タンクの材質の性能規定化等を主な内容とする危険物の規制に関する規則等の改正を行った。	平成22年度	-
○総務省	1)行政機能／警察・消防等	6-1	石油タンクの耐震化	過去の地震被害等を踏まえ、容量が500KL以上の屋外タンク貯蔵所について、タンク本体及び基礎地盤の耐震化を主な内容とする危険物の規制に関する政令等の改正を行った。	平成10年度	-
○国土交通省	2)住宅・都市	1-1	老朽化マンションの建替え等の促進	耐震性不足のマンションについて、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度及び容積率制限の緩和制度の創設を内容とする改正マンション建替円滑化法が平成26年12月に施行された。また、住宅団地の再生促進に向けての都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が平成28年6月に成立し、同年9月に施行された。	平成26年度	-
○内閣府	2)住宅・都市	1-1 2-1 2-5	都市再生緊急整備地域における滞り手等の安全の確保	国、地方公共団体、関係事業者等が、都市再生緊急整備地域の滞り手等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。	平成24年7月	-
○経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	被災地以外からのバックアップ体制強化	燃料供給のバックアップ体制を強化するため、事業者、国、地方公共団体による訓練の実施を通じて得られた課題の改善を図る。また、被災地域内の製油所の精製機能が停止した際、地域外からの石油製品の供給を確保すべく、石油精製・元売各社において策定された「系列BCP」について、外部有識者による系列BCP格付け審査等を通じ、不断の見直しを促進する。	平成25年度	-
○経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	災害時石油供給連携計画の訓練及び計画の見直し	石油備蓄法により、大手石油精製・元売会社に対し、災害時の石油供給を大手石油精製・元売会社が一致協力して行えるよう全国10地域ごとに共同作業体制の構築、設備の共同利用、石油輸送協力等の計画(災害時石油供給連携計画)の共同作成が義務づけられており、災害により石油供給不足が発生する場合等に備え、計画に基づいた訓練や計画の見直しを促す。具体的には、①コンビナート防災訓練等で得られた課題の改善、②関係機関合同でのコンビナート防災訓練や燃料供給にかかる実動訓練の継続的な実施及び連携強化等に取り組む。	平成24年度	-
○経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1	石油サプライチェーンの維持・強化に向けた関係機関の協議体制を強化	関係省庁、業界団体等を構成員とする「SS過疎地対策協議会」において、災害対応を含めた「SS過疎地問題」の解決に向け、問合せ窓口の設置等、自治体・地域住民等への支援を実施。SSの立地情報等のデータベースを活用した石油製品流通網把握システムにより、地域における石油供給網の維持強化の取組を促進。	平成27年度	-
○金融庁	5)金融	5-7	金融機関等の業務継続体制に対するモニタリングの実施	各業態向けの監督指針において、金融機関に対するモニタリングの中で、金融機関における危機管理体制に重大な問題がないか検証することとしている。具体的には、地震等の自然災害を含む危機を対象とした危機管理マニュアル及び業務継続計画の策定状況や、定期的な点検・訓練の実施状況のほか、システムセンター等のバックアップや重要業務の再開等の体制整備の状況について留意することとしており、危機発生時においても、国民生活・経済にとって重要な業務の継続が確保されるようモニタリングを行うこととしている。	平成16年5月	-
○内閣府	6)情報通信	1-6	準天頂衛星システムの開発・整備・運用	測位衛星の補完機能(測位可能エリアの拡大)、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能やメッセージ機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備し、衛星安否確認サービス、災害危機管理情報の提供による早期異常検知・避難誘導支援等を実現。	平成30年度	15,330の内数

国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策【アクションプラン2018(参考2)】

3. 規制改革・情報提供						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H30予算等(百万円)
○経済産業省	7)産業構造	5-1	製造業の緊急時対応力向上のため、民間企業におけるBCP策定の取組を推進	自然災害等の事業継続を脅かすリスクに対処するBCPを民間企業が策定する取組を支援し、我が国製造業のサプライチェーンの強靱化を図る。サプライチェーンでの取組を軸に、特に、BCP策定率の低い中堅・中小企業を巻き込み、全国に専門家を派遣して実効的なBCP策定のためのワークショップ等の開催。	平成30年度	15
○経済産業省	7)産業構造	5-1	中小企業における団体や地域との連携も含めた効果的なBCP作成の促進	大規模地震の発生などの緊急事態に遭遇した場合でも早期の復旧、復興、事業の継続を可能とするため、中小企業・小規模事業者のBCPの策定・運用を促進する。	平成29年度	700
○農林水産省	9)農林水産	5-8	土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	大規模災害時に農業生産や周辺地域への影響の軽減を図ることを目的として、平成28年度から「業務継続計画策定マニュアル」を活用し、関係機関と連携のもと基幹的農業水利施設を管理している土地改良区等の施設管理者へ業務継続計画策定等の支援を行っている。	平成28年度	—
○農林水産省	9)農林水産	5-8	官民連携新技術研究開発事業【再掲】	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とし、新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行う。	平成9年度	97
○経済産業省		1-3 2-1 7-3 7-4	災害対応等のためのロボット・小型無人機(ドローン)の技術開発・実証	ロボットやドローンの性能評価基準、運航管理システム、衝突回避技術等を福島ロボットテストフィールド等を活用し開発する。その成果を国際標準化につなげるとともに世界の最新技術を集め、日本発のルールでロボットの開発競争を加速させる仕組みを構築する。	平成29年度	3,220

(別紙2)



平成31年度

国土強靱化に資する税制改正事項の概要

平成30年12月

内閣官房 国土強靱化推進室



国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正事項は以下のとおり。

1. 直接死を最大限防ぐ。

【新設】

① 高規格堤防整備事業に伴う高規格堤防特別区域内の新築の家屋に係る税額の減税措置の創設（固定資産税）

人口・資産等が高密度に集積したゼロメートル地帯等を抱える大河川において、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができる高規格堤防の整備を加速化させるため、高規格堤防特別区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する。

(国土交通省)

【延長】

② 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る固定資産税について、新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3（第一種市街地再開発事業は、1/4）を減額する措置の適用期限を2年間延長する。

(国土交通省)

2. 経済活動を機能不全に陥らせない。

【新設】

① 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置（法人税・所得税等）

中小企業による災害への事前対策を強化するため、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災のための設備投資に対して20%の特別償却を講ずる。
(経済産業省)

3. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

【拡充・延長】

① 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置について、対象の拡充（交通安全上の課題がある道路等（バリアフリー生活関連経路、通学路等））を行った上で、3年間の延長

- ・ 道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域
： 課税標準4年間1/2に軽減
- ・ 上記以外の緊急輸送道路： 課税標準4年間3/4に軽減
(国土交通省・内閣府・総務省・経済産業省)

【延長】

② コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

一定の出力以上のコージェネレーションに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、12分の11（現行：6分の5）とした上で、2年間延長する。

(経済産業省・環境省)

「生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設」は、引き続き検討する。

(内閣府・経済産業省・国土交通省)

高規格堤防整備事業に伴う高規格堤防特別区域内の新築の家屋に係る税額の減税措置の創設 (固定資産税)

高規格堤防整備事業により高規格堤防特別区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減税する。

施策の背景

- 高規格堤防は、首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積しているゼロメートル地帯等の低平地において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備するものであり、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができる。さらに周辺住民等の避難場所として機能し、良好な都市空間・住環境が形成されるなど多面的な効果が発揮される。
- 高規格堤防の整備による水害リスクの軽減効果は、高規格堤防の整備区域のみならず周辺の住民等、更には我が国の社会経済活動等にも発揮するが、整備にあたっては整備区域内の多くの住民等の理解と協力が必要不可欠であり、住民等との合意形成の円滑化が事業推進の喫緊の課題となっている。このため、本特例措置の創設により、住民等との合意形成を円滑に進め、高規格堤防の整備を加速化するものである。

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】

高規格堤防特別区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する。

要望

3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)の特例措置を創設する。

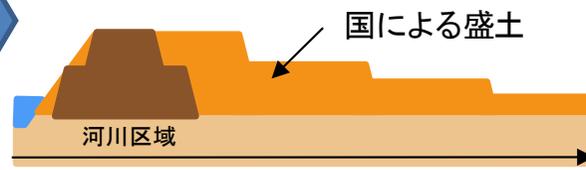
事業前

超過洪水等に対し
堤防決壊の恐れ



事業地外に仮移転
(1回目の移転)

事業中

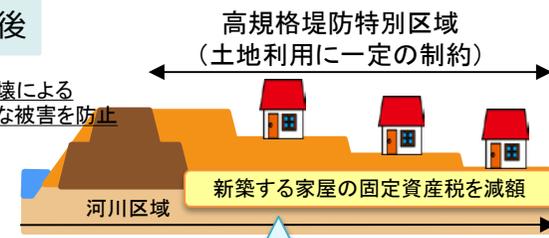


仮移転先での
数年間の生活



事業後

堤防決壊による
壊滅的な被害を防止



元の土地に戻る本移転
(2回目の移転)

市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置（固定資産税）

市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る税額の減額措置（5年間減額）を延長する。

施策の背景・目的

- ・都市の国際競争力強化に向けた都市機能の更新
 - ・コンパクトシティの形成に向けた都市機能の集約
 - ・安全なまちづくりに向けた木造密集市街地の改善
- を図る上で、**市街地再開発事業が有効**。

市街地再開発事業の施行に当たっては、**円滑な合意形成が不可欠**。しかしながら、事業により固定資産税が増加するなど、**事業後の生活再建に不安を抱える権利者**が少なくない。

沼津市大手町地区における固定資産税の変化
(5サンプル地権者の平均、単位：千円) 1

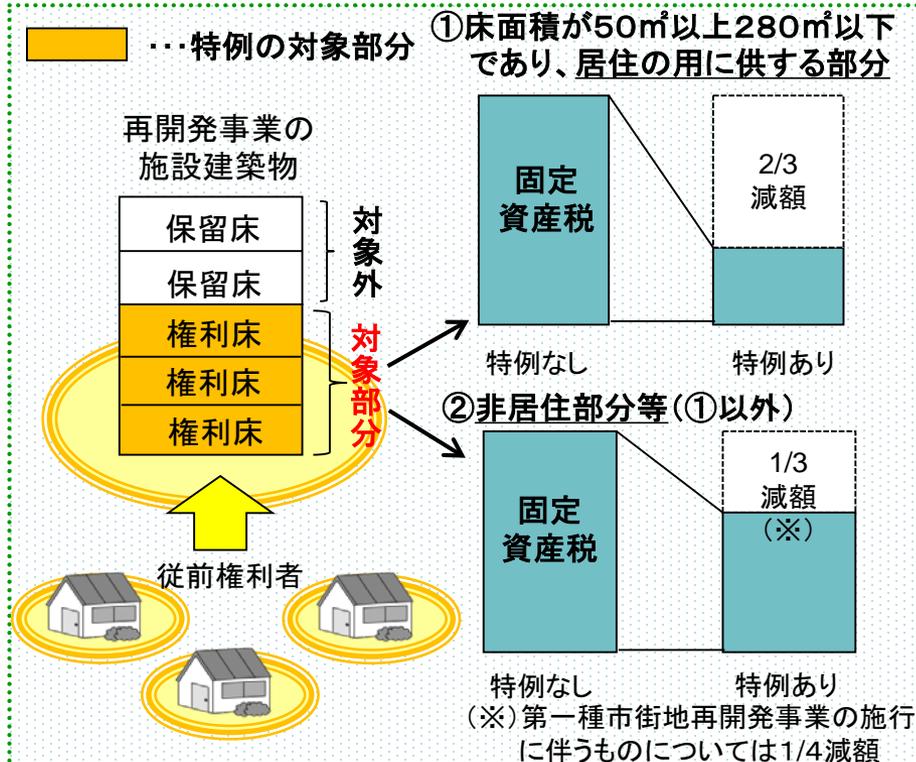


税制上の特例措置を講じ、従前権利者の生活環境の激変を緩和することにより、**合意形成の円滑化**を図る。

税制改正要望の概要

- ①床面積が50㎡以上280㎡以下であり、居住の用に供する部分：**5年間、税額の2/3を減額**
- ②非居住部分等(①以外)：**5年間、税額の1/3(※)を減額**(※)第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4減額

適用期限を平成33年3月31日まで2年延長



中小企業防災・減災投資促進税制 (法人税・事業税・所得税)

- 自然災害が頻発する中、**災害による影響を軽減するための事前対策の強化**は喫緊の課題。
- 中小企業が**災害への事前対策を強化するための設備投資**を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却（20%）**を講じる。
- 事業者が作成した**事前対策のための計画**を、**経済産業大臣が認定**。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

税制の概要

【対象者】

事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

<対象設備>

- ✓ 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請   ③認定

①「強化計画」（仮称）策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間

・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇   ④税務申告

所轄の税務署

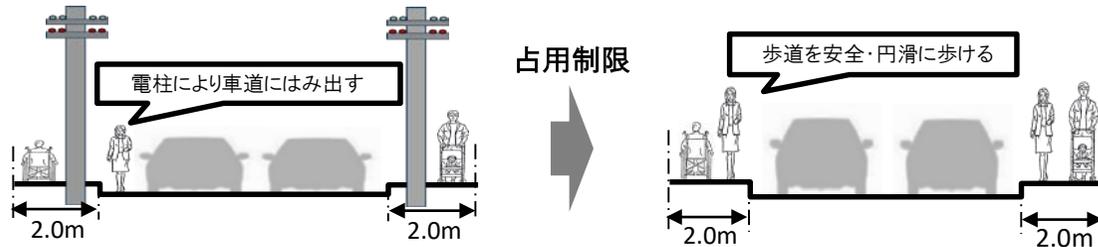
防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る 特例措置の拡充・延長(固定資産税)

防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を拡充・延長する。

施策の背景

- 東日本大震災等では、電柱の倒壊により道路啓開が阻害されるなど、緊急輸送道路の通行をはじめ交通に支障が発生。
- 平成28年度税制改正により、緊急輸送道路を対象に無電柱化の促進のため固定資産税の特例措置を創設。
- 平成30年3月に道路法が改正され、安全かつ円滑な交通を確保する観点から占用制限の対象が拡大されるとともに、同年4月に「無電柱化推進計画」が策定され、防災上重要な道路に加え、交通安全上の課題がある道路についても無電柱化を強力に進める必要がある。
- 技術開発の進展により、狭い道路においても地中化方式の工事施工が可能となった。

【歩道の幅員が狭小な箇所での占用制限】



通学児童が車道にはみ出す事例



歩道ではすれ違えず車道にはみ出す事例

要望の結果

- 無電柱化を促進するため、電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に対し固定資産税の特例措置を適用。
 - ・対象道路: 現行の緊急輸送道路に加え、交通安全上の課題がある道路等(バリアフリー生活関連経路、通学路等)を追加
 - ・特例措置の内容: 道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域 課税標準4年間1/2に軽減
上記以外の緊急輸送道路 課税標準4年間3/4に軽減
 - ・特例期間: 3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)延長

コージェネレーションに係る課税標準の特例の規定に係る所要の措置の延長

(固定資産税)

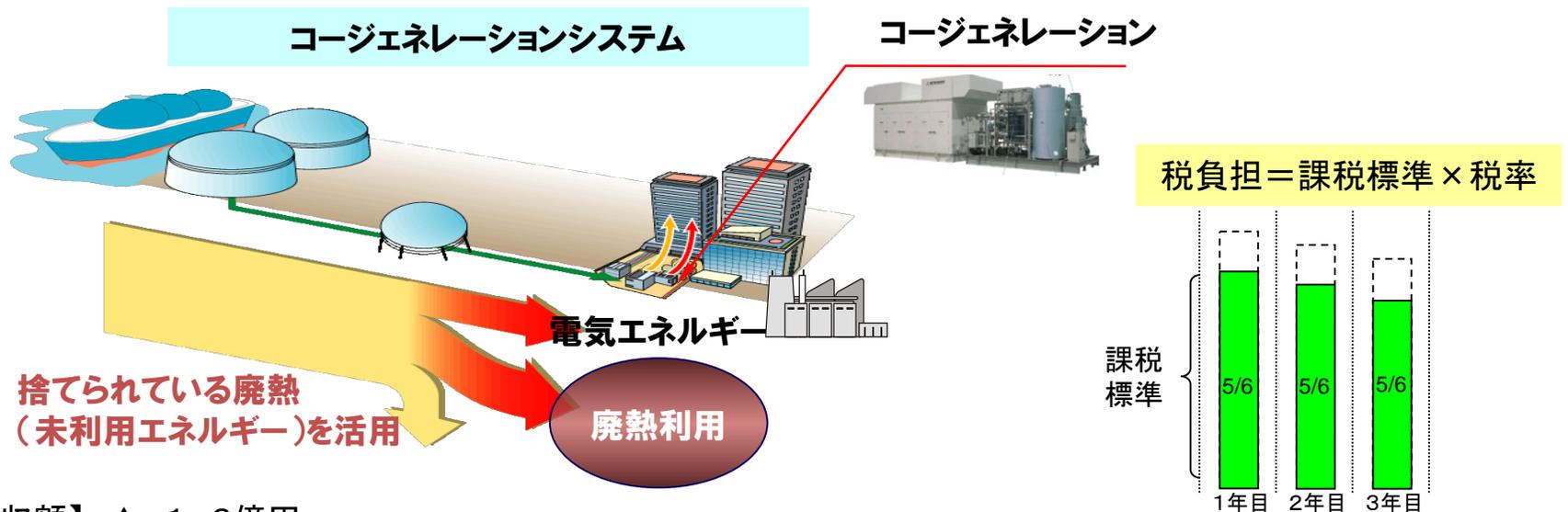
延長

- コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、以って電源セキュリティの向上を図る。
- 天然ガスをはじめとした化石燃料のグリーン利用（省CO2）および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応する。

延長内容

【創設年度：平成25年度、適用期限：平成32年度末まで】

○ コージェネレーションに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、12分の11（現行：6分の5）とした上で、2年間延長する。



【減収額】 ▲ 1.6億円